

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第五条  
第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し  
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに  
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和六年七月十九日から同年十一月十九日  
までに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

令和六年七月十九日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称） コメリパワー平群店新築工事

所在地 生駒郡平群町大字椿井二四番地ほか五十二筆

二 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コメリ

住所 新潟市南区清水四五〇一番地一

代表者 代表取締役 捧 雄一郎

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コメリ

住所 新潟市南区清水四五〇一番地一

代表者 代表取締役 捧 雄一郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年二月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

九、三三〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 二六〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出書添付図面記載のとおり

面積 五六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出書添付図面記載のとおり

容量 三九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前六時十五分 閉店時刻 午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

令和六年六月二十八日

九 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課及び桜井市商工振興課

十 縦覧期間

令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで。ただし、奈良県の休日を定める条

例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま  
す。

十一 縦覧時間

午前九時から午後五時まで